

## 飯島町中心商店街等街づくり協定書

### (名称)

本協定は、飯島町中心商店街等街づくり協定（以下「協定」という）と称する。

### (目的)

本協定書は、中心商店街における街づくりに対する住民の意識の統一を図り、街並みの整備に関する事項を協定し、街並み景観の創出を図ることを目的とする。

### (協定の締結)

この協定は、全員の合意により締結する。

### (協定の遵守)

本協定の参加者は、協定の目的を踏まえ、信義に基づき誠実に協定を遵守するものとする。

### (協定の変更)

この協定に係る事項を変更しようとするときは、協定者全員の合意によらなければならない。

### (協定区域)

協定の区域は、別図に示す区域とする。

### (委員会)

協定の運営に関する事項を処理するため、街づくり協定運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会は、協定者の互選により選出された委員若干名をもって組織する。

### (協定事項)

#### 1 建物の新築・増改築の場合

- ① 施主等関係人は、できる限り早期の段階で計画概要を、委員会に説明することとする。

委員会は、事前調整の上、公共団体等関係団体・機関と協議し、調和のとれた街づくりの方向付けを行うこととする。

- ② 上記の事前調整事項は概ね次のとおりとする。（詳細は別紙「飯島町中心商店街等街づくり協定環境デザイン協力基準」に示す。）

- ・建物用途
- ・建物配置
- ・建物形態
- ・看板及び広告物
- ・駐車場配置
- ・その他必要事項

## 2 既存建物の改修・改装の場合

- ① 調和のとれた街づくりを推進するため、建物所有者等関係人は極力、改修・改装に努めることとする。
- ② 改修・改装に当たっては、新築・増改築の場合に準じ、委員会に説明する。委員会は事前調整の上、公共団体等関係団体・機関と協議を行うこととする。

### (協定の有効期間)

協定の有効期間は10年とするが、本協定参加者の過半数の同意があれば廃止できるものとする。

なお、有効期間満了にあたって参加者からの廃止申し出がなければ10年間引き続き有効とする。

### (付則)

この協定は、平成8年6月1日から施行する。

## 飯島町中心商店街等街づくり協定環境デザイン協力基準

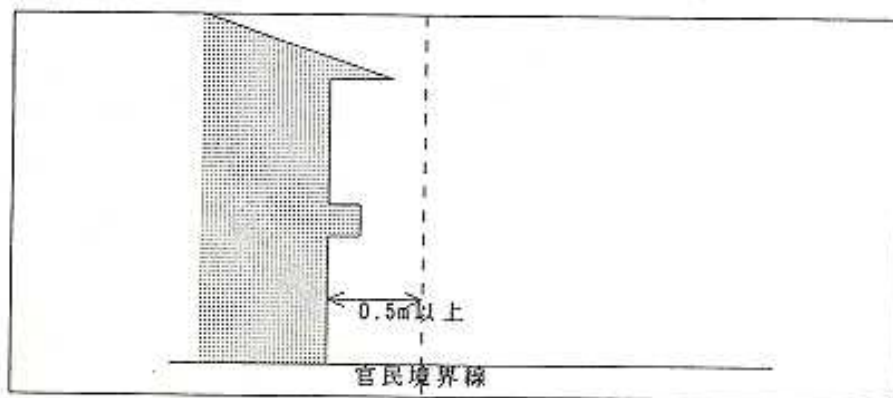
### (建物用途)

- ・街路沿道に面する建物の一階部分の用途は、できるだけ物販、飲食、サービス店とし、中心商店街にふさわしい店舗構成とする。また、銀行等の業務型店舗及び住宅等の利用も可能とする。

### (建物配置)

- ・道路に面する棟は、隣との間隔を大きくあけないようにする。
  - ・建ぺい率によって生まれた空き地は、隣との協議によりできるだけまとめ路地空間又はポケットスペースとし、有効活用を図る。
  - ・路地空間、ポケットスペース等の公開空地は、街並みの重要な空間となるため、できるだけ植栽、舗装等を施し周囲の景観と調和する空間とする。
  - ・小さい敷地における景観上無理のある建築は、できる限り控え、隣との協議により共同建築等を検討する。
- ） ・街路に面する建物の壁全体を、0.5 m以上後退させることとする。

(図-1 参照)



(図-1)

### (建物形態)

- ・建物のデザインは、新しい中心商店街の街並みイメージ（現代和風）にふさわしいものとし、各個店の個性を最大限にアピールしたものとする。
- ・建物の高さは、地盤面から軒下10m以内とする。
- ・屋根の形態は切妻屋根とする。
- ・屋根は、落ち着いた色のものとする。
- ・壁面色は、ベージュ系をベースカラーとし、全体的に落ち着いた雰囲気とする。

使用しない色としては、蛍光色、赤、青、黄等の原色とする。

- ・ファザードには、50cm以上の底を設ける等、表情のあるデザインとする。

#### (看板・広告物)

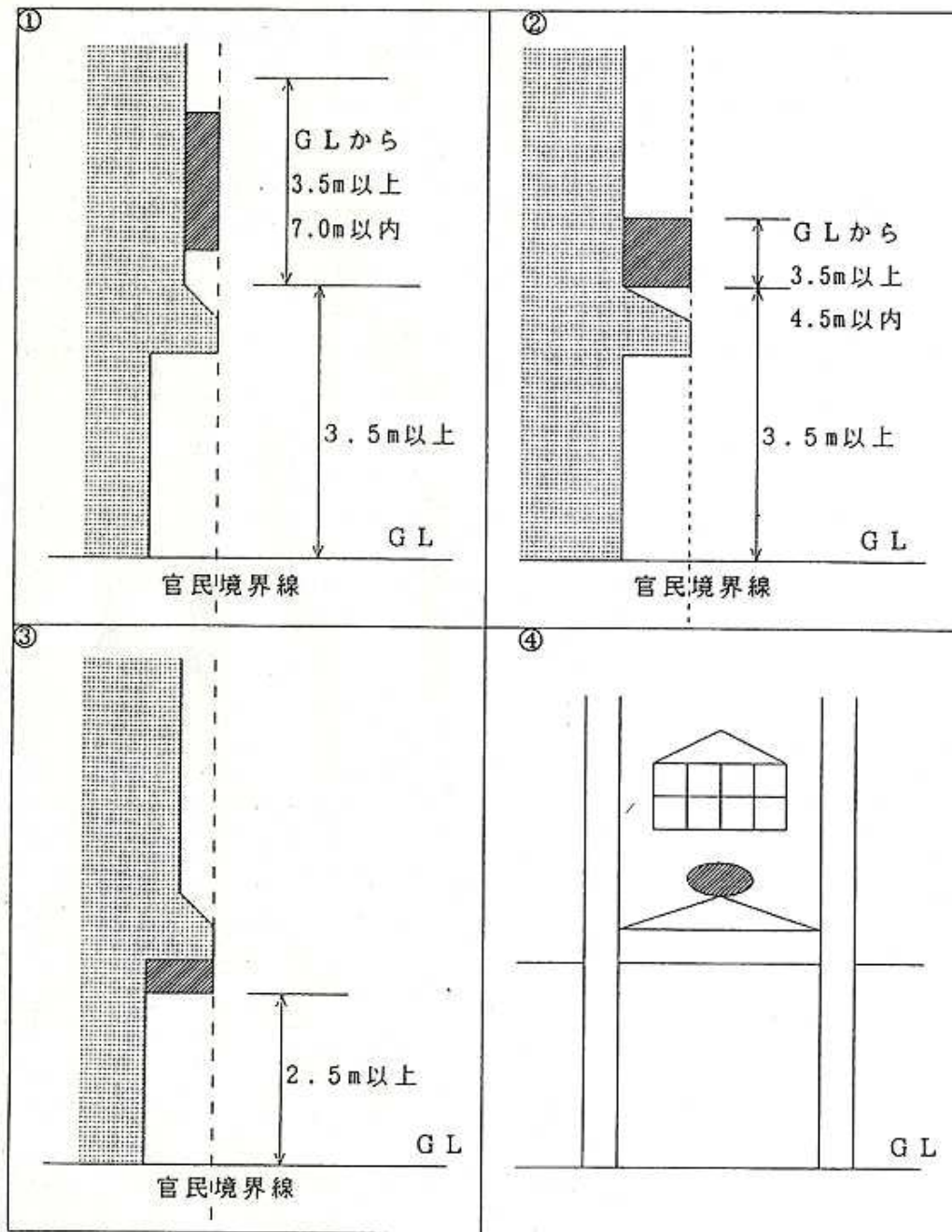
- ・街並み景観と建物デザインを重視した大きさ、デザインとする。
- ・公共用地には一切置かないこと。
- ・看板の出幅は官民境界線を越えないこと。
- ・固定看板の形態は、袖看板、突き出し看板、吊り下げ看板、壁面看板の4形態を基本とする。
- ・看板の取り付け位置は、図2に示す範囲内とすること。
- ・看板の大きさは、それぞれ次に示す大きさを基準とする。
  - ① 袖看板 縦2.0m以内 横0.5m以内
  - ② 突き出し看板 縦1.0m以内 横1.0m以内
  - ③ 吊り下げ看板 縦0.5m以内 横1.0m以内
  - ④ 壁面看板 ファザード全体とのバランスを考え、シンプルなものとすること。

#### (駐車場配置)

- ・街並みの景観上共同駐車場などの活用により土地の有効利用を図ることとする。

#### (その他必要事項)

- ・日除けの色は壁面との調和を図り好感のもてるものにし(原色をさける)、古さを感じさせないように、耐用年数により各自の責任において取り替える。
- ・空調等の設備機器やテレビのアンテナ等の付属物は、沿道から見えないように配置を工夫する。
- ・自動販売機は、建物壁面より突出しない配置とし、中心商店街の景観に合うように特に色彩を変更する等の配慮をする。

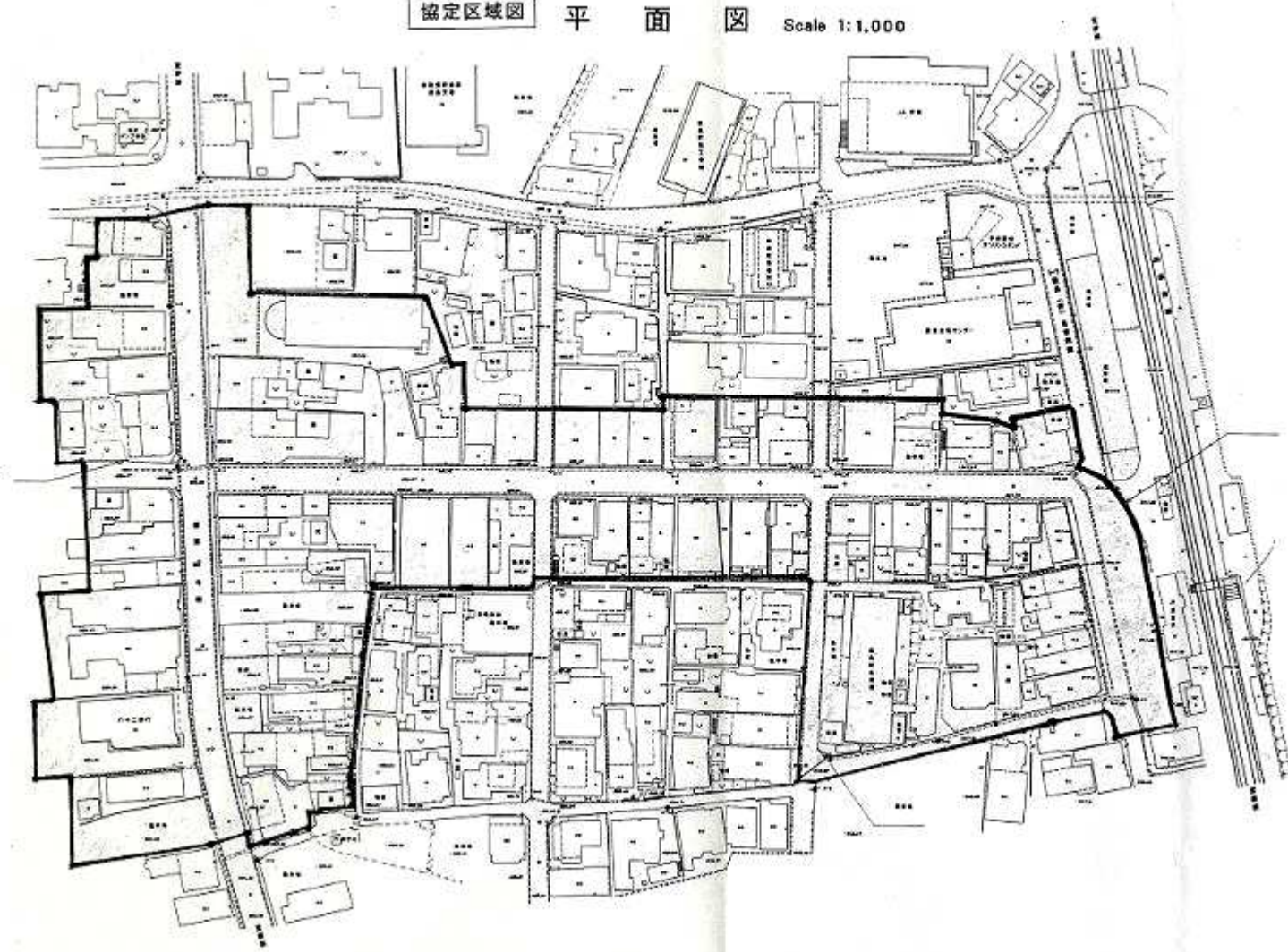


(図2 看板の設置方法)

協定区域位置図



设计区域图 平面图 Scale 1:1,000



图例

1	道路	2	围墙
3	房屋	4	水池
5	绿地	6	台阶
7	铁轨	8	电杆
9	大门	10	化粪池
11	化粪池	12	化粪池
13	化粪池	14	化粪池
15	化粪池	16	化粪池
17	化粪池	18	化粪池
19	化粪池	20	化粪池
21	化粪池	22	化粪池
23	化粪池	24	化粪池
25	化粪池	26	化粪池
27	化粪池	28	化粪池
29	化粪池	30	化粪池
31	化粪池	32	化粪池
33	化粪池	34	化粪池
35	化粪池	36	化粪池
37	化粪池	38	化粪池
39	化粪池	40	化粪池
41	化粪池	42	化粪池
43	化粪池	44	化粪池
45	化粪池	46	化粪池
47	化粪池	48	化粪池
49	化粪池	50	化粪池
51	化粪池	52	化粪池
53	化粪池	54	化粪池
55	化粪池	56	化粪池
57	化粪池	58	化粪池
59	化粪池	60	化粪池
61	化粪池	62	化粪池
63	化粪池	64	化粪池
65	化粪池	66	化粪池
67	化粪池	68	化粪池
69	化粪池	70	化粪池
71	化粪池	72	化粪池
73	化粪池	74	化粪池
75	化粪池	76	化粪池
77	化粪池	78	化粪池
79	化粪池	80	化粪池
81	化粪池	82	化粪池
83	化粪池	84	化粪池
85	化粪池	86	化粪池
87	化粪池	88	化粪池
89	化粪池	90	化粪池
91	化粪池	92	化粪池
93	化粪池	94	化粪池
95	化粪池	96	化粪池
97	化粪池	98	化粪池
99	化粪池	100	化粪池